

入 札 心 得

平成 19 年 4 月 1 日制定
平成 19 年 9 月 1 日改正
平成 20 年 6 月 26 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 6 月 1 日改正
平成 26 年 8 月 1 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 8 月 15 日改正
平成 31 年 4 月 18 日改正
令和 2 年 5 月 1 日改正
令和 2 年 6 月 1 日改正
令和 7 年 6 月 1 日改正
与 謝 野 町 役 場

与謝野町が発注する建設工事等の紙入札方式での建設工事等の入札（以下「通常入札」という。）を行う場合及び京都府が設置する京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）の取り扱いについては、地方自治法、同法施行令、本町財務規則、本町電子入札試行運用基準その他関係法令に定めるもののほか、この心得によって執行します。

入札参加者は、事前にこの心得を熟読の上、間違いのないようにしてください。

1 入札の通知及び公告

（1）通常入札

- ① 指名競争入札における指名入札通知は書面で行うこととし、設計図書の公開は与謝野町ホームページ上で行います。（通知日に電話又はFAXで指名を行った旨を連絡します。）
- ② 条件付一般競争入札における公告、設計図書の公開は、与謝野町のホームページ上で行います。入札参加を希望される場合は、日時、場所、概要及び入札参加資格等を確認の上、必ず指定された日時までに「条件付一般競争入札参加申請書」及び町長が必要と認める書類を揃えて、A4版左肩上ホチキス留めで2部提出してください。なお、条件付一般競争入札参加申請の承認又は非承認の通知は書面で行います。非承認通知を受けたときは、指定した期日までに、書面によりその理由について説明を求めることができます。
- ③ 特定建設工事共同企業体の対象となる工事は、案件毎に指名委員会で決定した後、指名競争入札の場合は①のとおり通知し、条件付一般競争入札の場合は②のとおり公告します。なお、特定建設工事共同企業体での入札参加にあつては、別途入札参加資格審査申請書等の書類を定められた期間内に提出していただく必要があります。

（2）電子入札

入札の通知及び公告、設計図書の閲覧は電子入札システムにより行います。

2 入札の準備

- (1) 入札に当たっては、設計図書及び現場を良く確認してください。
- (2) 設計図書に疑義があるときは、公開時に用意する質疑書に質疑内容を記載して、総務課行政係（Tel：0772-43-9010、Fax：0772-46-2851）にFAXにより提出してください。

3 内訳書の作成

入札者は、入札金額を積算した工事費又は業務費の内訳について、次の要領で入札書記載金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を作成してください。

- (1) 内訳書の様式は自由ですが、記載内容は設計図書として添付されている提出用設計書の項目に一致させてください。
- (2) 内訳書の表紙には、工事（業務）番号、工事（業務）名、商号（名称）のみを記載して下さい。
- (3) 内訳書の合計金額（消費税込み）は、予定価格以下、最低制限価格以上としてください。
- (4) 入札書記載金額と内訳書の金額については、次のとおりとしてください。
 - ① 入札書記載金額は消費税抜きの金額としてください。
 - ② 事前に入札書及び内訳書の提出を求める入札（条件付一般競争入札（郵便入札に限る。）又は電子入札）においては、入札書記載金額（消費税抜き）と内訳書の合計金額（消費税抜き）を一致させてください。なお、これらの金額が一致しない場合、入札書が無効とします。
 - ③ 入札会当日に入札書を投函する入札（指名競争入札、条件付一般競争入札（郵便入札を除く。））においては、入札書記載金額（消費税抜き）と内訳書の合計金額（消費税抜き）が一致しなくても良いものとします。これは、入札会場で入札書を投函するまで入札者は自由に入札書記載金額を決定することができるため、あらかじめ準備してきた内訳書と入札書記載金額が異なることもあり得るということによるものです。

4 入札書の記入

- (1) 入札書の様式は、町様式（A4版縦向き）とします。（電子入札の場合は、電子入札システム及び与謝野町電子入札試行運用基準に定める様式とする。）
- (2) 予定価格は、消費税込みの価格であるため、入札書に記載する金額は、予定価格の税引き後の価格（以下「税引き後の予定価格」という。）を上回らないようにしてください。これを上回る場合、失格とします。また、最低制限価格を設けた場合は、その価格の税引き後の価格（以下「税引き後の最低制限価格」という。）を下回らないようにしてください。これを下回る場合、失格とします。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き価格）を入札書に記載することとなります。
- (4) 入札書に記載する金額は千円止とし、その表示方法は、「××，000円」としてください。誤って円単位まで記入した入札書は有効とします。ただし、この場合千円未満は切り捨てとします。

5 入札の方法

(1) 通常入札（条件付一般競争入札（郵便入札を除く。）、指名競争入札の場合）

- ① 入札は、入札通知書又は公告に示した日時及び場所で行います。入札開始時刻までに入札者又は代理人が入札会場に到着しないときは、入札に参加できないこととなりますので、遅れないように十分注意してください。
- ② 入札執行の場所には、入札者以外は立ち入りできません。
- ③ 入札者は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- ④ 代理人による入札をするときは、委任状を提出してください。（委任状がない場合、入札に参加できません。）
- ⑤ 入札会場で提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑥ 入札会において、内訳書の提出を求めた工事又は業務については、内訳書を提出してください。

(2) 通常入札（条件付一般競争入札（郵便入札）の場合）

- ① 入札公告に示した入札参加申請書等提出期間に、条件付一般競争入札参加申請書及び予定技術者届と合わせて、入札書及び入札書記載金額の内訳書を提出してください。（提出方法は入札公告に示すとおりとしてください。）
- ② 入札書の開札場所には、開札立会人（入札者又は代理人）以外は立ち入りできません。
- ③ 開札立会人は、入札執行について係員の指示に従ってください。
- ④ 代理人により入札書の開札に立ち会う場合は、委任状を提出してください。（委任状がない場合、立ち会うことができませんので注意してください。）
- ⑤ 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 電子入札

- ① 入札は、入札公告で示した入札書受付締切日時までに、電子入札システムにより入札書及び入札書記載金額の内訳書の提出を行ってください。（町長が紙入札での参加を承諾した入札参加者は、入札記載金額の内訳書を入札書と別の封筒に入れ、それぞれ封印し、さらに二つの封筒を合封し、入札書受付締切日時までに総務課に提出してください。）
- ② 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6 入札の辞退

- (1) 入札を希望しない場合には、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。（税引き後の予定価格以下で入札することができない者は、入札を辞退すること。）
- (2) 入札を辞退した場合でも、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (3) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を総務課行政係に提出してください。（電子入札システムの場合は、入札辞退届の登録を行ってください。）

(4) 郵便入札の場合は、入札書等の到達後の入札辞退は認めません。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志について、いかなる相談も行うことができず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- (3) 入札参加者は、談合情報等があった場合には、発注者の事情聴取等に協力しなければなりません。事情聴取等により得られた情報は、公正取引委員会に報告します。

8 入札の中止等

- (1) 入札参加者が1名の場合又はない場合、原則として入札を中止します。
- (2) 入札参加資格者が連合したと疑われるとき、又は入札に際して不正があると疑われるときは、入札を中止又は延期する場合があります。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効となります。なお、すべての入札が無効となりましても、再入札は行いませんので注意してください。

- (1) 入札に参加する資格がなく入札したとき。
- (2) 同一人にして、同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。）をしたとき。
- (3) 入札に関し、不正な利益を得るために連合その他不正行為をしたとき。
- (4) 通常入札において、金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- (5) 通常入札において、入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱したとき。
- (6) 通常入札において委任状を持参しないで代理人による入札をしたとき。
- (7) 内訳書に不備があると認められるとき。（「内訳書の不備」とは、内訳書を持参されない場合のほか、項目が不足している場合、項目が合致しない場合、項目に適正な価格が入力されていない場合、入札書記載金額と内訳書の合計金額（消費税抜き）が一致しない場合（事前に入札書及び内訳書の提出を求めたときに限る。）、合計金額（消費税込み）が予定価格と最低制限価格の範囲にない場合とします。）
- (8) 電子入札において、代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のＩＣカードを使用する等のほか、ＩＣカードの不正使用等による者の行った入札
- (9) 電子入札において、電子署名及び電子証明書のない入札
- (10) 入札書提出締切日時までに到達していない入札
- (11) その他入札条件に違反したとき。

10 落札の決定

- (1) 税引き後の予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者とします。なお、最低制限価格を設けた場合は、税引き後の予定価格の範囲内で、かつ、税引き後の最低制限価格以上の価格の入札者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一落札金額で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

11 失格について

次のいずれかに該当する者は失格とする。また、すべての入札者が失格となりましても、再入札は行いませんので注意してください。

- (1) 税引き後の予定価格を超える価格で入札した者
- (2) 税引き後の最低制限価格未満の価格で入札した者

12 契約保証金等

- (1) 契約金額 300 万円未満は免除。
- (2) 契約金額 300 万円以上である場合、契約書の案の提出と同時に、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付し、又は提供しなければなりません。ただし、銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。
- (3) 契約保証金は、契約目的物の引渡し等、契約が履行されたときは、これを還付します。

13 契約書等の提出

- (1) 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定通知書に明示した日までに、これを監督職員に提出しなければなりません。
- (2) 落札者が期日までに契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失い次のような事態が生じますのでご注意願います。
 - ① 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により与謝野町に帰属する。
 - ② 入札保証金が免除されているときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

14 議会の議決を要する契約

- (1) 与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年与謝野町条例第 53 号）の規定により、予定価格 5,000 万円以上の建設工事に関する契約については、与謝野町議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立します。
- (2) 契約において、「12 契約保証金等（2）」の規定については、「契約書の案の提出と同時に」を「本契約成立までに」に読み替えて適用するものとする。
- (3) 仮契約の当事者が、入札日の翌日から与謝野町議会の議決を得る日までに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがあります。なお、仮契約を解除した場合においては、本町は一切の責を負わないものとします。

15 その他

(1) 前払金

前払金の対象は契約金額が 300 万円以上の公共工事とし、建設工事は 4 割、その他（委託契約等）は 3 割を限度とします。前払金の請求に当たっては、保証事業会社の保証書を添えて請求してください。なお、中間前金払は、「与謝野町公共工事の中間前金払に関する取扱要領」に基づき契約金額が 300 万円以上の建設工事につき適用することとし、次の要件に該当することが必要となります。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。

- ② 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること。
- ③ 当該工事の進捗額が、請負金額の2分の1以上の額に相当していること及び中間前金払の割合は請負金額の2割を超えない範囲となります。ただし、当初の前払金と合計して6割を超えない範囲となります。よって、最大でも当初の前払金が4割、中間前金払が2割となります。

※ 契約締結時に中間前金払を選択した場合、部分払を行うことはありません。

(2) 部分払

契約金額が1,000万円以上の建設工事につき適用し、支払いをすることができる回数は次のとおりとします。

- ① 1,000万円以上3,000万円未満 1回以内
- ② 3,000万円以上2億円未満 2回以内
- ③ 2億円以上 3回以内

※契約締結時に中間前金払を選択した場合、部分払を行うことはありません。

「入札用封筒」の様式例

(表)

工 事 名
工 事 番 号
入 札 書
住 所
氏 名 又 は 名 称

(裏)

印	印
---	---

入札書に使用する印鑑と同一印を押印してください。
代理人により入札する場合は、委任状の受任者欄に使用する印鑑（入札書に使用する印鑑）と同一印を押印してください。

備考 表面に工事名、工事番号、住所及び氏名又は名称を記入し、裏面に封印をしてください。

「入札書」の記入例

入札	
金 額	¥ 1 2 3 , 4 5 6 , 0 0 0 . -
工 事 名	町道与謝野線改良工事
工 事 番 号	7 与 道 第 1 2 3 号
工 事 場 所	京都府与謝郡与謝野町字 岩滝 地内
上記のとおり工事設計書、仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札の諸条件を承認の上、入札します。 令和 7 年 5 月 1 日 住 所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 2 3 番地 与謝野建設株式会社 氏名及び名称 代表取締役 与 謝 野 太 郎 印 与謝野町長 様	

入札書に記載する金額は、税引き後の予定価格を上回らないようにしてください。これを上回る場合、失格とします。なお、最低制限価格を設けた場合は、税引き後の最低制限価格を下回らないようにしてください。これを下回る場合、失格とします。事前公表している予定価格は消費税込みの金額です。

入札書に記載する金額は、千円止としてください。誤って円単位まで記入した入札書は有効とします。ただし、この場合千円未満は切り捨てとします。

備考 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、住所及び氏名又は名称を記載し、封印をすること。

代理人により入札される場合、氏名及び名称の下部に代理人の氏名を記載し、押印してください。代理人の氏名は委任状の受任者欄の氏名と同一名を記載し、印鑑は委任状の受任者欄に使用する印鑑（入札用封筒の封印に使用する印鑑）と同一印を押印してください。

例) 住 所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 2 3 番地
与謝野建設株式会社
氏名及び名称 代表取締役 与謝野 太郎 印
代 理 人 京都 一郎 印

押印不要

押印必要

「委任状」の記入例

委 任 状	
私は 京都 一郎 印をもって代理人と定め、与謝野町が発注する工事に係る下記の権限を委任します。	
記	
委任事項	工事入札に関する権限 工事番号 7 与道第 1 2 3 号 工 事 名 町道与謝野線改良工事 工事場所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝地内
委任期間	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 7 年 5 月 1 日まで
おって、本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとする。	
令和 7 年 5 月 1 日	代表者印を押印してください。
住 所	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 2 3 番地 与謝野建設株式会社
委任者	代表取締役 与 謝 野 太 郎 印
住 所	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 2 3 番地 与謝野建設株式会社
受任者	京都 一郎 印

代理人により入札される場合、入札書に使用する印鑑（入札用封筒の封印に使用する印鑑）と同一印を押印してください。

委任期間は、入札日当日限りとしてください。

「入札辞退届」の記入例

入 札 辞 退 届

工事番号 7 与道第 1 2 3 号

工 事 名 町道与謝野線改良工事

工事場所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝地内

この度

辞退事由は簡潔かつ分かりやすく記載してください。ただし、一例として「弊社多忙のため」という理由では簡潔すぎますので、「弊社、他工事で技術者を配置していることから、本工事に技術者を配置できないため」などと、なぜ辞退なのか、その理由が分かるように記載してください。税引き後の予定価格以下で入札することができない者は、入札を辞退してください。なお、最低制限価格を設けた場合において、その税引き後の最低制限価格以上で入札することができない者も同様とします。入札を辞退した場合でも、これを理由として以後の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。

辞退事由

令和 7 年 5 月 1 日

代表者印を押印
してください。

住 所 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 1 2 3 番地
与謝野建設株式会社
氏名又は名称 代表取締役 与 謝 野 太 郎 印

与謝野町長 様

様式第 2 号（第 6 条関係）

条件付一般競争入札参加申請書

指名願で申請のあった住所、商号又は名称、代表者名を記載し、使用印鑑届で届出のあった印鑑を押印してください。

令和〇〇年〇月〇日

与謝野町長 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者名
T E L
F A X

印

下記の条件付一般競争入札に参加したいので、公告の内容を熟知した上で承諾したので、定められた書類を添えて、入札参加申請します。

なお、与謝野町条件付一般競争入札の施行に関する要綱第 4 条の条件をすべて満たし、記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 概 要

(1) 名 称

〇〇与道橋新工第〇号 〇〇〇〇線側溝整備工事

(2) 工事場所（業務の場合にあっては、対象物件の所在地）

京都府与謝郡与謝野町字〇〇 〇〇番地先

2 公告日

令和〇〇年〇月〇日

様式第3号（その1）（第6条関係）

会社名は社名のみ記載してください。代表者の氏名や押印等は不要です。工事名及び対象業種については、公告の内容をよく確認の上、記載してください。

予定技術者届

会 社 名	〇〇〇〇建設株式会社
工 事 名	〇〇与道橋新工第〇号 〇〇〇〇線側溝整備工事
対象業種	土木一式工事

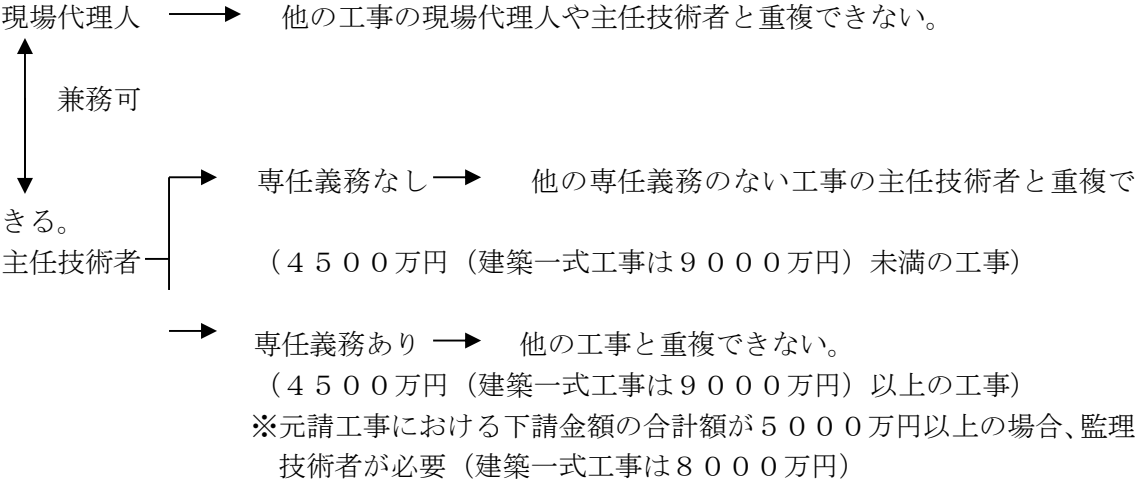
上記の工事の入札に関して、契約時における技術者を下表の順位のとおり定めます。なお、当該工事を受注した場合は、下表に記載している現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の中から、当該工事の技術者を配置します。

順位	現場代理人	主任技術者（監理技術者）
第1候補		
第2候補		
第3候補		
第4候補		
第5候補		

〈届出に当たっての注意事項〉

- 1 入札参加申請時及び落札時に、第1候補から順に他の工事との重複確認を行います。併せて資格確認も行いますので、資格者証（合格者証含む）を添えて届出をしてください。なお、候補者の選定に当たっては、建設業に該当する資格であることを必ず確認してください。
- 2 主任技術者（監理技術者）及び現場代理人に限り、会社の身分証明書及び健康保険証の写し等を添えて届出してください。届出に当たって、候補者は複数名記載することをお勧めします。なお、契約時における技術者はこの表に記載している者に限ります。現場代理人及び主任技術者（監理技術者）については、死亡又は退職等の特別な場合を除き交代は認めませんので、特にご注意ください。
- 3 複数の入札で候補者が重複して記載することはありません。
- 4 候補者は、複数名を記載することはありません。
- 5 現場代理人と主任技術者（監理技術者）が同一であっても、それぞれの欄に必ず記載してください。
- 6 入札条件で監理技術者を指定しているときは、入札金額にかかわらず、その資格者を記載してください。

〈現場代理人及び技術者の重複区分について〉



様式第3号（その2）（第6条関係）

会社名は社名のみ記載してください。代表者の氏名や押印等は不要です。業務名及び対象業種については、公告の内容をよく確認の上、記載してください。

予定技術者届

会 社 名	〇〇〇〇設計株式会社
業 務 名	〇〇与委第〇号 〇〇〇〇新築工事設計業務委託
対象業種	測量関係建設コンサルタント（建築一般）

上記の業務の入札に関して、契約時における技術者を下表の順位のとおり定めます。なお、当該業務を受注した場合は、下表に記載している管理技術者（主任技術者）、照査技術者の中から、当該業務の技術者を配置します。

順位	管理技術者（主任技術者）	照査技術者
第1候補		
第2候補		
第3候補		
第4候補		
第5候補		

〈届出にあたっての注意事項〉

- 1 入札参加申請時及び落札時に、資格確認を行いますので、資格者証（合格者証含む）を添えて届出してください。なお、候補者の選定に当たっては、業務に該当する資格であることを必ず確認してください。
- 2 候補者は、複数名を記載することをお勧めします。なお、他の入札の候補者と重複しても構いません。

配置する予定技術者は、第1候補から順に氏名のみ記載してください。なお、管理技術者（主任技術者）及び照査技術者については、該当する者のみ記載してください。

様式第4号（その1）（第6条関係）

指名願で申請のあった住所、商号又は名称、代表者名を記載してください。押印は不要です。

工事等実績報告書

住所

商号又は名称

代表者名

入札公告に示された工事实績と類似の工事の施工実績

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	主任（監理）技術者氏名	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・無
工事概要等		

（1）公告において明示した当該工事と類似の工事（過去〇年間に完成した工事）の施工実績について、適格に判断できる具体的な事項を記入すること。

（2）工事が完成し、引渡
て引渡し時のものと
記載する工事は既に完了しているものに限り
ます。よって、記載する内容は全て引渡し時のものになります。なお、CORINS登録については必ず有無

（3）契約書の写しのほか
を記載することとし、有の場合は番号も記載するようにしてください。

様式第4号（その2）（第6条関係）

指名願で申請のあった住所、商号又は名称、代表者名を記載してください。押印は不要です。

工事等実績報告書

住所

商号又は名称

代表者名

入札公告に示された業務実績と類似の業務実績

業務名称等	業務名	
	発注機関名	
	業務場所	
	契約金額	
	履行期間	
	管理（主任）技術者氏名	
	照査技術者氏名	
	TECRIS登録の有無	有（TECRIS登録番号） ・無
業務概要等		

（1）公告において明示した当該業務と類似の業務（過去〇年間に完了した業務）実績について、的確に判断できる具体的な事項を記入すること。なお、業務場所とは、対象物件の所在地のことをいう。

（2）業務が完了し、引渡
て引渡し時のものと
（3）契約書の写しのほか

記載する業務は既に完了しているものに限り、ます。よって、記載する内容は全て引渡し時のものになります。なお、TECRIS登録については必ず有無を記載することとし、有の場合は番号も記載するようにしてください。

様式第 1 号の 1

共同企業体を構成している構成員（代表者含む）の住所及び氏名を記載してください。

特定建設工事共同企業体（甲型）入札参加資格審査申請書

令和〇〇年〇月〇日

与謝野町長 様

共同企業体の名称

構成員 1 社当たりの出資比率は、構成員が 2 社の場合は 3 0 パーセント以上、3 社以上の場合は 2 0 パーセント以上となります。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大もしくは同比率となります。

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
代表者 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社を代表者とする〇〇特定建設工事共同企業体を結成し、与謝野町発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商号又は名称	出資割合（％）	許可番号及び許可年月日	許可業種
〇〇建設株式会社	6 0 ％	〇〇 昭和〇年〇月〇日	〇〇
〇〇建設株式会社	2 0 ％	〇〇 昭和〇年〇月〇日	〇〇
〇〇建設株式会社	2 0 ％	〇〇 昭和〇年〇月〇日	〇〇

今回入札参加を希望する建設工事の名称等

（工事の業種） 〇〇
（工 事 番 号） 〇〇与〇〇第〇〇号
（工 事 名） 〇〇工事

様式第 1 号の 2

共同企業体を構成している構成員（代表者含む）の住所及び氏名を記載してください。

特定建設工事共同企業体（乙型）入札参加資格審査申請書

令和〇〇年〇月〇日

与謝野町長様

共同企業体の名称

各構成員が担当する分担工事を記入してください。なお、代表者は構成員において決定してください。

住 所	京都府〇〇郡〇〇町〇番地
代表者 商号又は名称	〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇〇〇 ㊟
住 所	京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称	〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇〇〇 ㊟
住 所	京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称	〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、〇〇建設株式会社を代表者とする〇〇特定建設工事共同企業体を結成し、与謝野町発注に係る建設工事の入札に参加したいので、別添書類を添えて申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

なお、建設業の許可事項等については、次のとおりです。

商号又は名称	分担工事	許可番号及び許可年月日	許可業種
〇〇建設株式会社	建築工事	〇〇 昭和〇年〇月〇日	建築一式
〇〇建設株式会社	土木工事	〇〇 昭和〇年〇月〇日	土木一式
〇〇建設株式会社	電気工事	〇〇 昭和〇年〇月〇日	電気設備

今回入札参加を希望する建設工事の名称等

(工事の業種) 〇〇
(工 事 番 号) 〇〇与〇〇第〇〇号
(工 事 名) 〇〇工事

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

請負契約履行後、1箇月程度は解散することのないよう協定書を締結してください。

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1） 与謝野町発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- （2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、〇〇箇月以内を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 当企業体が建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所	京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地
商号又は名称	〇〇建設株式会社
住 所	京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地
商号又は名称	〇〇建設株式会社

構成員1社当たりの出資比率は、構成員が2社の場合は30パーセント以上、3社以上の場合は20パーセント以上となります。なお、代表者の出資比率は、構成員中最大もしくは同比率となります。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変更しないものとする。

〇〇建設株式会社	〇〇%
〇〇建設株式会社	〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつた場合には、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合には、脱退構成員に利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、他の構成員全員及び発注者は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、残存構成員のうち出資比率の最も高い者(同比率でも可)を代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしかあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地

代表者 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地

構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

請負契約履行後、1箇月程度は解散することのないよう協定書を締結してください。

（目的）

第2条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（3） 与謝野町発注に係る〇〇建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（4） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、〇〇箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当企業体が建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇建設株式会社

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇〇番地

商号又は名称 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき、発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇建築工事 〇〇建設株式会社

〇〇土木工事 〇〇建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の価額については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者又は第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が破産又は解散し、代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地

代表者 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地

構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

特定建設工事共同企業体委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

与謝野町長 様

共同企業体の名称

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 ⑩

下記の者を代理人と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、与謝野町が発注する下記の工事に係る次の権限を委任します。

記

(対象工事)

工事番号 〇〇与〇〇第〇〇号
工 事 名 〇〇建設工事

(委任事項)

- 1 工事の入札に関する権限
- 2 入札保証金の納付及び受領に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 前払金、部分払代金、その他請負代金の請求及び受領に関する権限
- 5 工事の入札に関して復代理人を選任する権限

代表者の出資比率は、構成員中最大もしくは同比率となります。

(代理人)

共同企業体の名称
〇〇特定建設工事共同企業体

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
代表者 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 ⑩

様式第 4 号

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）第 8 条に基づく協定書

与謝野町発注に係る下記工事については、〇〇特定建設工
第 8 条第 2 項の規定により、当企業体構成員が分担する工事の

特定建設工事共同企業協定書（乙
型）第 8 条に基づき、担当工事別
に工事額を記入してください。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇建築工事	〇〇建設株式会社	〇〇円
〇〇土木工事	〇〇建設株式会社	〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証としてこの
協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印して、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

共同企業体の名称

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
代表者 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 ⑩

住 所 京都府〇〇郡〇〇町〇番地
構成員 商号又は名称 〇〇建設株式会社
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 ⑩